

入 札 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 及び平戸市契約規則（平成 17 年平戸市規則第 44 号）第 4 条の規定により公告する。

令和 2 年 11 月 10 日

平戸市長 黒 田 成 彦

1 入札に付する事項

(1) 件名及び数量

No.	件 名	数 量 (kWh)
1	平戸市役所本庁舎で使用する電力の供給	400, 300
2	平戸市役所生月支所庁舎で使用する電力の供給	111, 300
3	平戸市役所田平支所庁舎で使用する電力の供給	201, 100
4	平戸市役所大島支所庁舎で使用する電力の供給	72, 100

(2) 内容等

別添「入札説明書」のとおり

(3) 履行場所

別添「履行場所一覧」のとおり

(4) 供給期間

令和 3 年 3 月 1 日から令和 4 年 2 月 28 日まで

(5) 入札方法

1 年間の総価で入札に付する。ただし契約は単価によるものとして、入札仕様書等に示した契約電力及び年間予定使用電力に対して、入札者が設定した契約電力に対する単価（基本料金単価）及び使用電力量に対する単価（電力量単価）に基づき算出した総価によるものであること。なお、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

入札に参加できる者は、開札の日において、次に掲げる資格要件の全てを満たす者とする。

- (1) 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条の 2 の規定に基づき、小売電気事業者の登録を受けている者であること。
- (2) 供給期間の開始日までに電気供給の体制を整備できる者であること。
- (3) 施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (4) 施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定に基づき一般競争入札に参加することができないとされている者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立がなされていない者及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立がなされていない者であること。
- (6) 事故発生時等に緊急対応可能な体制を整備できる者であること。
- (7) 次のいずれにも該当しないこと。
  - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - イ 暴力団員（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - ウ 暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者
  - エ 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
  - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
  - キ ウからカに掲げる者のほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

### 3 入札手続等

- (1) 契約条項を示す場所及び入札手続に関する問い合わせ先  
〒859-5192 平戸市岩の上町 1508 番地 3  
平戸市役所総務部総務課  
電話 0950-22-9100（直通） FAX 0950-22-5178  
電子メール gyosei@city.hirado.lg.jp
- (2) 入札説明書等の公開  
平戸市ホームページからダウンロードすること。  
<http://www.city.hirado.nagasaki.jp>
- (3) 一般競争入札参加資格確認等  
この入札に参加を希望する者は、入札参加資格を有することを証明するために、一般競争入札参加資格確認申請書等を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けること。
  - ア 提出期間 令和 2 年 11 月 11 日（水）から令和 2 年 11 月 30 日（月）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで
  - イ 提出場所 (1) に掲げる場所
  - ウ 提出方法 持参又は郵送により提出すること。

(4) 質疑書の提出期間及び提出方法等

質疑書は、(1)に掲げる問い合わせ先に提出すること。

ア 提出期間 令和2年11月11日(水)から令和2年12月4日(金)まで(土曜日、日曜日及び休日を除く。)の午前9時から午後5時まで

イ 提出方法 電子メール又はファックスにより提出すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

日時 令和2年12月18日(金)午後2時

場所 平戸市岩の上町1508番地3

平戸市役所3階中会議室

(6) 入札書の提出方法

(5)に掲げる日時及び場所に持参すること。

4 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金：免除

(2) 契約書作成の要否：要する

(3) 入札の無効：2に掲げる入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(4) その他：詳細は、入札説明書による。